

# 都留市グリーン購入調達方針

## 第1 趣旨

これまでの大量生産・大量消費・大量破棄型の経済社会システムは、私たちの暮らしを豊かにする反面、増大する廃棄物、水質汚染、大気汚染などの都市型公害、さらに地球温暖化現象、オゾン層の破壊など地球的規模での環境問題をもたらしました。このような問題を解決するためには、使い捨て型の社会や製品のあり方を根本的に見直し、持続可能な循環型社会を構築していかなければなりません。

そこで、物品等の調達に当たっては、必要性を十分に考えた購入を心がけ、環境に与える負荷ができるだけ小さい製品の優先的購入を進める必要があります。

本市では、平成11年度に「都留市環境保全行動計画」を策定し、環境に配慮したグリーン購入を推進してきましたが、これをさらに発展させ、具体的な調達目標を定めた取り組みを実施するために、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の趣旨に沿って、改めてグリーン購入調達方針を定めるものとします。

## 第2 基本原則

製品・サービスのライフサイクルの考慮

資源採取から廃棄までの製品のライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入する。

### (1) 環境汚染物質等の削減

環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。

### (2) 省資源・省エネルギー

資源やエネルギーの消費が少ないこと。

### (3) 天然資源の持続可能な利用

再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。

### (4) 長期使用性

長期間の使用ができること。

### (5) 再使用可能性

再使用が可能であること。

### (6) リサイクル可能性

リサイクルが可能であること。

### (7) 再生材料等の利用

再生材料や再使用部品を用いていること。

### (8) 処理・処分の容易

廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと。

## 第3 事業者の取組みの考慮

環境負荷の低減に努める事業者から製品やサービスを優先して購入する。

#### 第4 環境情報の入手・活用

製品・サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用して購入する。

#### 第5 対象物品等

対象物品等は、毎年度作成する「都留市グリーン購入対象物品表(以下「物品表」という。)」に定めたものとする。

#### 第6 調達物品等の調達目標

購入対象物品等の調達目標は、毎年度作成し、別紙の「都留市グリーン購入対象物品表」に示した数値とする。なお、調達方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての「一つの」目安を示すものであり、出来る限り環境への負荷が少ない物品等の調達に努めることにする。

#### 第7 調達方針及び実績の公表

本方針に基づき実施するグリーン購入の推進にかかる調達方針及びその実績を公表する。

#### 附 則

この調達方針は、平成14年4月1日から実施する。